

令和 7 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 所管事項説明

1	「令和 7 年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係）	・・・	1
2	令和 8 年度私立高等学校募集定員総数の策定について		3
3	「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（最終案）について	・・・	5
4	次期「三重県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基本的な 考え方について		8
5	三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による使用・購入の 状況等について		14
6	生活排水処理アクションプログラムの点検及び見直しについて	・・・	16
7	各種審議会等の審議状況について		18

別冊 1	「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（最終案）
別冊 2	「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（中間案）に対する ご意見と県の対応、考え方

令和 7 年 6 月 2 3 日
環境生活部

1 「令和7年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係）

「みえ元気プラン」における環境生活部の主担当施策は、表1のとおりです。
また、他部局が主担当となる関係施策等は、表2のとおりです。

表1 環境生活部主担当施策

施策名		総合評価	頁
3－2	交通安全対策の推進	B	126
3－3	消費生活の安全確保	B	129
4－1	脱炭素社会の実現	B	136
4－2	循環型社会の構築	B	139
4－4	生活環境の保全	B	144
12－1	人権が尊重される社会づくり	A	222
12－2	ダイバーシティと女性活躍の推進	A	225
12－3	多文化共生の推進	A	228
16－1	文化と生涯学習の振興	A	280

表2 環境生活部関係施策等

施策名等		総合評価	頁
1－2	地域防災力の向上	A	97
3－1	犯罪に強いまちづくり	C	122
11－4	水の安定供給と土地の適正な利用	A	220
14－5	誰もが安心して学べる教育の推進	B (見込)	257
14－6	学びを支える教育環境の整備	B	261
15－1	子どもが豊かに育つ環境づくり	A	266
行政 運営 1	総合計画の推進	A	291

2 令和8年度私立高等学校募集定員総数の策定について

1 高等学校募集定員総数の策定

全日制の県立高等学校と私立高等学校の募集定員総数については、その教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

公私協では、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月16日にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「提言」という。）をふまえ協議することとしています。

【提言の要点】

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業者数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

○ 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実に努める必要がある。

○ 地域ごとに中学校卒業者数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）

○ その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。

2 令和8年度私立高等学校募集定員総数の策定

（1）三重県私学協会からの申し出

本年5月に、三重県私学協会より公私協に対し、「私立高校の授業料実質無償化という大きな環境変化のもと、生徒と保護者が私立高校を選択する機会が増えることが想定されるため、令和8年度は、私立高校は募集定員総数を昨年度のまま維持することとし、受験生の動向を見守りたい」との申出書が提出されました。

（２）公私協での協議結果

三重県私学協会からの申し出をふまえて協議をした結果、「令和８年度の募集定員総数については、県内全日制高校入学見込み人数が前年度から 265 人減少すること、生徒の進路保障、県民の理解を得るなどの提言の理念を尊重すること、無償化の影響などをふまえ、公私それぞれが令和７年度の各募集定員総数の範囲内で策定する」こととなりました。

（３）令和８年度の募集定員総数

公私協での協議結果を受け、三重県私学協会で検討した結果、令和８年度の私立高等学校の募集定員総数は、3,565 人（前年度±0 人）（※）となりました。

（※）愛農学園農業高等学校、青山高等学校は除く。

《参考》

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| ・県立高等学校全日制募集定員総数 | 10,000 人（前年度▲240 人） |
| ・公私比率（※） | 県立：私立＝74.1%：26.4%
（前年度▲0.3：＋0.5） |

（※）募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しているため、公私比率の合計は 100% になりません。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものです。

3 今後の対応

各私立高等学校の募集定員は各学校の設置者において策定のうえ、各県立高等学校の募集定員の公表と合わせて、7 月上旬に三重県私学協会から公表される予定です。

また、令和９年度以降の募集定員総数については、私立高校の授業料実質無償化の影響をふまえる必要があるため、今年度中に、公私協のもとに高等学校の募集定員等について協議する部会を設置して検討を始める予定です。

3 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（最終案）について

1 条例制定の背景

性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。性暴力は、ひとたび発生すれば、被害者の心に深い傷を負わせ、その回復には長い年月を要します。

県では、平成 27 年に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、性暴力被害者に寄り添った支援を行うとともに、性暴力の予防に向けた取組を行っていますが、相談件数は増加傾向にあり、依然として性暴力は身近に存在しています。また、性暴力に対する誤った認識から、不当な差別や偏見、二次被害に苦しんでいる方、声を上げたくても上げられずに悩んでいる方もいます。

特に子どもに対する性暴力は、未来ある子どもの尊厳を奪うだけでなく、心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすことから、これを見逃すことなく早期に発見し、子ども及びその家族を支援することが必要です。

このような背景をふまえ、性暴力被害者等への更なる支援の充実とともに、県と市町、県民や学校をはじめとした様々な主体が一体となって性暴力の根絶をめざすため、令和 6 年度から性暴力被害当事者や専門家の意見を聞きながら「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」の制定に向けて検討を進めてきました。

2 条例制定に向けた検討経過等

（１）検討経過

ア 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会（以下「懇話会」という。）

※弁護士、大学教授、医療関係者、教育関係者、性暴力被害当事者等で構成

○令和 6 年度：4 回開催（6 月、8 月、11 月、2 月）

○令和 7 年度：6 月 4 日に開催し、条例案について意見聴取

イ 環境生活農林水産常任委員会

○令和 6 年 12 月 9 日開催（骨子案について）

○令和 7 年 3 月 13 日開催（中間案について）

ウ パブリックコメント等（令和 7 年 3 月 18 日～4 月 16 日実施）

○パブリックコメント

○市町及び関係団体への意見照会

○懇話会委員への意見照会

（２）中間案に対するパブリックコメント等の状況

意見照会方法	意見数（うち、「反映する」及び「反映済」とした意見数）
パブリックコメント	92 件（41 件）
市町及び関係団体への意見照会	35 件（12 件）
懇話会委員への意見照会	25 件（12 件）

（主な意見）

○基本理念（第 3 条第 1 号）について、性暴力は人権侵害であることを明確にして規定すべきではないか。また、性暴力被害者だけでなく被害者の一番近くにいる家族も一緒に支えることが重要ではないか。（パブリックコメント、懇話会委員）

○県の責務（第 7 条）、推進体制の整備（第 11 条）など努力義務となっている規定は義務規定とすべきではないか。（パブリックコメント、懇話会委員）

○人材の育成及び支援（第 13 条）について、予防教育等を推進するためには、教員や保育士等が必要な知識や技術を習得することが重要ではないか。（パブリックコメント）

(3) 第5回懇話会における主な意見

- 県内における性暴力の実態を前文などで記載できないか。
- 県民の理解促進や気運醸成に取り組む期間(第17条)を月間としてはどうか。
- 早期発見及び早期対応(第19条)について、大人の性被害に対する早期発見も重要であることから規定してはどうか。

3 「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」(最終案)の概要(別紙、別冊1)

第5回懇話会等においていただいた意見をふまえ、最終案を別冊1のとおり取りまとめました。

条例の構成	条例のポイント
前文	○条例制定の背景や趣旨を示すとともに、性暴力の根絶に向けた県及び県民の決意と姿勢を表す前文を置いています。 ○特に子どもに対する性暴力は、社会全体で子どもを守るとともに、早期発見・早期支援が必要であることを明らかにしています。
第1章 総則	○性暴力を「その者の同意がなく行われる性的な行為」と定義するとともに、県民に理解してもらえよう性暴力となる行為を列挙しています。 ○県の責務を明らかにするとともに、市町、事業者、民間支援団体などの役割を規定しています。 ○子どもに対する性暴力の予防、早期発見、早期対応に不可欠である学校等に期待する役割を規定しています。
第2章 推進体制の整備	○条例に基づく施策を効果的に推進するための計画を定めることを規定しています。 ○条例の施策を推進するために必要な人材の育成及び支援について規定しています。
第3章 基本的施策 第1節 性暴力の予防 第2節 性暴力被害者等に対する支援 第3節 性暴力のない社会の構築	○予防教育の推進や県民等の理解促進と気運醸成、また、集中的に取り組む月間について規定しています。 ○性暴力被害者等への支援を行う総合的な窓口を設置することとし、これまで法的根拠のなかった「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営について規定しています。 ○性暴力被害者等がすぐに相談し、早期に適切な支援が受けられるよう、早期発見及び早期対応について規定しています。 ○性暴力の再発防止や性暴力が発生しない環境づくりについて規定しています。
第4章 雑則	○性暴力被害者等が安心して相談しやすいよう、個人情報保護について規定しています。

4 今後のスケジュール

令和7年9月定例会月会議での条例案の提出をめざして、引き続き検討を進めてまいります。

三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）最終案（概要）

別紙

構成	前文
前文 第 1 章 総則（第1条～第10条） 第 2 章 推進体制の整備（第11条～第14条） 第 3 章 基本的施策 第1節 性暴力の予防（第15条～第17条） 第2節 性暴力被害者等に対する支援（第18条～第21条） 第3節 性暴力のない社会の構築（第22条・第23条） 第 4 章 雑則（第24条・第25条） 附則	○人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは私たちすべての県民の願い ○性暴力は、被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されないにもかかわらず、三重県における性暴力を受けた被害者からの相談件数は増加傾向にあり、依然として身近に存在 ○性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がないにもかかわらず、二次被害に苦しむ被害者や声を上げたくても上げられずに悩む被害者も存在 ○性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を与え、回復に時間を要するため、性被害の早期発見とともに、社会全体での途切れない支援が必要 ○子どもは、社会全体で被害から守り、早期発見・支援が必要 ○過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さない強い意思の下、性暴力を根絶させなければならない ○各主体が一体となって被害者とその家族に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざすことで、すべての県民の人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会の実現を図る
第 1 章 総 則	
目的（第1条）	○性暴力の根絶と性暴力被害者等への支援に関する施策（性暴力の根絶をめざす施策）に関する基本理念や基本となる事項を定め、県の責務を明らかにする ○性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者等を支援することで、県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする
定義（第2条）	○性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものに限る）がなく行われる性的な行為（その者に対する物理的な接触に限らない）をいう ○県民等 県民、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいう ○性暴力被害者等 性暴力により害を被った県民等及びその家族をいう ○その他、性犯罪となる罪をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮及び二次被害など本条例での基礎的かつ重要な用語を定義
基本理念（第3条）	○性暴力は個人の尊厳を著しく害する人権侵害行為であり、根絶していかなければならない ○性暴力被害者等を社会全体で支え、擁護することを第一とし、被害者等の意思及び立場を尊重 ○差別や偏見等を払拭し、二次被害の防止に最大限配慮する ○必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進する ○子どもに対する性暴力は、社会全体で被害から守り、教育及び啓発を行い、性被害が発生した場合には、早期に発見し、子ども及びその家族を支援するため、各主体が連携協力する
県の責務（第4条）	○性暴力の根絶をめざす施策を策定し、実施する ○国、市町、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に係る機関（関係機関）と相互に連携を図る ○性暴力被害者等への支援並びに性暴力の根絶に関する情報を収集し、活用する
県民等の役割（第5条）	○性暴力根絶、性暴力被害者等支援の必要性の理解に努め、性被害、二次被害の防止に配慮 ○性暴力に対して傍観することなく、性被害の早期発見・性暴力被害者等の支援に向けて主体的に取り組むよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
市町の役割（第6条）	○性暴力の根絶をめざす取組の推進、住民の理解促進に努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
学校等の役割（第7条）	○在籍する者に対する性暴力の防止、早期発見及び迅速かつ的確に対応する ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
事業者の役割（第8条）	○セクシュアル・ハラスメント等による性被害又は二次被害が生じないよう努める ○従業員が性被害又は二次被害を受けた場合、適切に対応するよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
医療機関の役割（第9条）	○証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努める
民間支援団体の役割（第10条）	○性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、支援する ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める

第2章 推進体制の整備	
推進体制の整備 (第11条)	○条例に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備する
推進計画 (第12条)	○条例に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するために推進計画を定める ○推進計画には、基本方針、具体的施策その他必要な事項を定める
人材の育成及び 支援(第13条)	○県、市町職員等に対する性暴力被害者等に対する支援に関し必要な専門的知識及び技術について情報の提供その他の必要な施策を講ずる ○学校等に関する職務に従事する者に対する性暴力の防止、適切な対処に関する知識・技術、相談窓口との連携方法等について、情報の提供その他の必要な施策を講ずる ○性暴力被害者支援従事者に対する心理的外傷防止のための必要な施策を講ずる ○民間支援団体に対する性暴力被害者等支援に関する情報提供、助言等
市町に対する 支援(第14条)	○市町の取組推進に当たっては、情報の提供、助言その他必要な支援を行う

第3章 基本的施策

第1節 性暴力の予防

予防教育等の推進 (第15条)	○公立学校において、性暴力の根絶に資する総合的な教育及び啓発を行うよう努める ○国立、私立学校等は県及び市町に準じて、必要な取組を行うよう努める
県民等の理解の促進と 気運の醸成(第16条)	○性暴力根絶、二次被害防止に向け、県民等の理解の促進に必要な施策を講ずる ○条例の趣旨を周知し、性暴力根絶に向けた気運の醸成を図る
性暴力の根絶をめざ す月間(第17条)	○性暴力の根絶をめざす月間を設定し、理解促進・気運醸成に向け集中的に取り組む ○性暴力の根絶をめざす月間は、11月とする

第2節 性暴力被害者等に対する支援

総合的な相談体制の 整備等(第18条)	○専ら性暴力被害者等に対する支援を行う総合的な窓口を設置し、相談及び支援を行う ○あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずる ○相談に当たっては、相談者の意思・立場を尊重し、秘密の保持に必要な注意を払う
早期発見及び早期対 応(第19条)	○県は、県民等が直ちに総合的な窓口相談できるよう必要な措置を講ずる ○県は、性被害を受けた者の意思を尊重の上、迅速な証拠保全と早期の適切な支援がな されるよう警察、医療機関その他の関係機関と連携を図る ○子どもに対する性暴力に対し、早期発見・適切な対応に必要な施策を講ずる
性暴力被害者等に 対する支援 (第20条)	○県は、性暴力被害者等からの相談に適切に対応し支援を行うため必要な措置を講ずる (相談・情報提供・助言、支援制度・専門機関の紹介、警察等への付添、医療的な緊急 対応・証拠保全の援助、心理負担の軽減・精神医学的支援、法的支援) ○県は、支援が迅速かつ的確に行われるよう関係機関と緊密に連携する
三重県犯罪被害者等 支援条例への委任 (第21条)	○性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、三重県犯罪 被害者等支援条例の定めるところによる ○支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力被害の特性に配慮を加える

第3節 性暴力のない社会の構築

性暴力の再発防止 (第22条)	○性暴力加害者又はその家族の求めに応じ、再発防止・社会復帰に必要な支援に努める ○加害者が子どもの場合は、発達段階に応じた再発防止に必要な支援を行うよう努める
性暴力が発生しない 環境づくり(第23条)	○県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努める ○県は、性暴力が発生しない環境づくりに必要な施策を講ずる

第 4 章 雑 則

個人情報の保護 (第24条)	○条例に基づく取組に当たって取得した個人情報を適切に管理しなければならない
財政上の措置 (第25条)	○性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

4 次期「三重県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基本的な考え方について

1 策定趣旨

- ・現計画は令和3年3月に策定し、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、資源循環の取組を進めるため、計画の名称をこれまでの「三重県廃棄物処理計画」から「三重県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）に変更し、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進しています（別紙「現計画における主な取組と残された課題」参照）。
- ・現計画の対象期間が令和7年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等をふまえ、「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進するため、新たな計画を策定します。
- ・次期計画の策定にあたっては、令和6年12月に三重県環境審議会に諮問し、同審議会に「三重県環境審議会廃棄物部会」が設置され、諮問事項に関する調査・検討が進められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定において、県は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

2 次期計画の対象期間

対象期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

2050年カーボンニュートラルも見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応しつつ、「三重県環境基本計画」の目標である令和12(2030)年度までにめざす「スマート社会みえ」の実現に向け、循環型社会の構築という課題に対応します。

3 次期計画の策定の方向性

（1）基本理念

明日に希望をもって高い生活の質を享受できる持続可能な社会の実現をめざし、2050年カーボンニュートラルも見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応する必要があります。

そのため、廃棄物処理の安全・安心の確保とともに、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けた考え方を施策のベースとしながら、廃棄物・資源循環行政を取り巻く環境変化や新たな潮流への対応も重視し取り組んでいきます。

【循環経済への移行】

- ・社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向け、社会全体での最適化を図り、資源循環への取組を通じて、環境、経済、社会の統合的な向上を図ります。

- ・循環経済への移行を見据え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す取組を促進します。

【カーボンニュートラル】

- ・「ミッションゼロ 2050 みえ」の達成に向けて、廃棄物の3R、適正処理の推進や社会的課題の解決等を掲げており、資源循環が脱炭素に貢献するよう取り組んでいきます。

【さまざまな主体との連携】

- ・さまざまな主体が地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育・環境学習や環境保全活動等に積極的に参加したり、事業者、NPO・NGO等の民間団体の活動に協力したりする機運の醸成に取り組んでいきます。
- ・四日市コンビナートでは、カーボンニュートラル社会に貢献するコンビナートを実現するための取組を推進しているほか、県内には多くの観光資源があり観光客の来県があるなど、三重県の特徴をふまえた取組を進めていきます。
- ・海洋ごみ対策の推進のため、海岸漂着物の発生抑制対策及び回収・処理の取組を推進するとともに、実態調査や一斉清掃に取り組んでいきます。
- ・地域において廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持った人材、さまざまな主体間の利害を調整しパートナーシップを構築できる調整力を持った人材、既存の概念にとらわれずに新たな仕組みを構築し実行していく人材の育成に取り組んでいきます。

（２）取組方向

基本理念をふまえ、持続可能な循環型社会の構築をめざすため、次の観点をふまえて検討を進めていきます。

ア 安全・安心の確保

- ・循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保
- ・優良な事業者・処理業者の育成
- ・不法投棄等の不適正処理事案への対応

イ 循環資源の利用促進

- ・資源確保から生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階での徹底した資源循環の促進
- ・動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進
- ・地域のコーディネーター

ウ 持続可能な廃棄物処理体制の確保

- ・災害時の廃棄物処理体制の強化・充実
- ・ハード面・ソフト面での廃棄物処理体制の確保

4 今後のスケジュール（案）

令和7年8月	三重県環境審議会（中間案）
10月	環境生活農林水産常任委員会（中間案）
10月～11月	パブリックコメント、市町意見照会
12月	三重県環境審議会（最終案、答申）
令和8年3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案） 計画策定、公表

現計画における主な取組と残された課題

【取組方向 1 パートナースhipで取り組む「3R+R」】

施策	主な取組	残された主な課題
1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進	・「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」による「資源のスマートな利用」の促進	市町や関係団体と連携して、さまざまな機会を通じて優良な取組の情報発信を行うなど、県民や事業者による自主的な取組を一層促進する必要がある。
1-2 市町との連携の推進	・市町のごみ分別アプリ等を活用した資源循環に関する普及啓発	

みえスマートアクション宣言事業所
登録制度ロゴマーク



【取組方向 2 循環関連産業の振興による「3R+R」の推進】

施策	主な取組	残された主な課題
2-1 循環関連産業の育成及び支援	・環境負荷低減等に係る研究開発や設備機器の設置等に係る支援 ・循環関連産業における DX の推進	循環経済への移行を見据え、動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するとともに、地球温暖化等の新たな社会的課題の解決にも資するため、さまざまな主体との連携による再資源化の高度化に取り組む必要がある。
2-2 資源の循環的利用の促進	・認定リサイクル製品の普及・利用拡大 三重県リサイクル製品 認定制度 	「3R+R」のさらなる促進に向け、再生可能資源の優先使用を進めるとともに、市町や事業者に対して、その使用が進むよう啓発を行っていく必要がある。

【取組方向 3 廃棄物処理の安全・安心の確保】

施策	主な取組	残された主な課題
3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保	・優良認定処理業者の育成と委託の促進 ・PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導等	産業廃棄物の適正処理による安全・安心を確保するためには、引き続き、優良認定処理業者の活用促進等による排出事業者責任の徹底を図るとともに、PCB廃棄物を処分期間内に確実に適正処理されるよう指導等を行っていく必要がある。
3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正	・産業廃棄物処理の監視・指導 ・建設系廃棄物の排出事業者等に対する研修会等を通じた意識向上	不法投棄等の未然防止及び早期発見・早期是正のため、関係機関等と連携、協働して広報啓発活動等を行い、不法投棄等に関する情報提供を呼びかける必要がある。

3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進	行政代執行の実施と対策完了した事案のモニタリング	生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するためのモニタリング等を実施するとともに、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る必要がある。
3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進	災害廃棄物の適正処理に向けた人材育成や関係機関との連携強化  災害廃棄物 実地訓練	いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震や風水害等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制を整備するとともに、現場対応力を高める人材育成をさらに進める必要がある。

【取組方向 4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決】

施策	主な取組	残された主な課題
4-1 プラスチック対策の推進	- 混合プラスチックのマテリアルリサイクルの実証事業 - 海洋プラスチック対策に資するごみ拾いアプリの導入	さまざまな主体との連携により、プラスチック資源循環の高度化に向けた課題解決の支援を通じ、ワンウェイプラスチックの削減の取組を進めるとともに、代替素材を用いた製品の利用、高度なリサイクル等による3R+Rの促進を図る必要がある。
4-2 食品ロス等対策の推進	- 三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大 - 市町と連携したフードシェアリングサービスの導入	食べ物を無駄にしない意識の一層の醸成・定着を図り、さらなる削減に向け、行動につなげる必要があるため、市町と連携して県民に向けた啓発を進めていく必要がある。



【取組方向 5 人材育成とICTの活用】

施策	主な取組	残された主な課題
5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成	ICTやDXに関するセミナー等の開催	動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、引き続き、事業者自らによる新たな取組を促進する必要がある。
5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信	 資源循環セミナー	

5 三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による使用・購入の状況等について

1 三重県リサイクル製品認定制度の概要

(1) 三重県リサイクル製品利用推進条例

「三重県リサイクル製品利用推進条例」（以下「条例」という。）は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年3月に議員提案により制定されました。条例の規定により、県は毎年度、認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表することとしています。

(2) 認定基準

認定基準として、①県内で生産・加工されていること、②再生資源等の県内発生割合が50%以上であること、③環境の保全に関する法令が遵守されていること、④製品の品質及び安全性に関する基準に適合することを条例に規定し、認定基準への適合状況を現地調査や認定審査会等において審査します。

品質及び安全性の管理については、生産者の義務とし、毎年1回、認定基準適合状況報告書の提出がなされており、また、県が行う立入検査や分析等により、認定基準への適合状況等を定期的に確認しています。

(3) 利用の推進

県が実施する工事または物品の調達において、県自ら認定リサイクル製品を優先的に使用・購入することとしており、また、広報・啓発を行うことで、県民、事業者、市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ることとしています。

2 令和6年度の実績

(1) 認定

令和6年度は4製品減少（新規認定：1製品、有効期間満了等：5製品）し、令和7年3月末現在の認定リサイクル製品数は59製品となりました（表1）。

表1 リサイクル製品認定状況（各年度末現在）（単位：製品）

年度	用途 区分	建設資材 (改良土、コンクリート 二次製品等)	環境資材 (工事用看板等)	物品 (防球ネット)	農業資材 (肥料)	合 計 () 内は 認定生産者数
令和6年度		54	2	2	1	59 (32)
令和5年度		58	2	2	1	63 (33)
令和4年度		61	2	2	1	66 (34)
令和3年度		62	3	2	1	68 (37)
令和2年度		63	3	2	1	69 (39)

(2) 品質及び安全性の確認

新規または更新認定時に 13 製品、認定基準適合状況報告書により 40 製品に対して、品質及び安全性の確認を行いました。また、認定生産者 13 者 20 製品に対して立入検査を実施し、サンプルを収去・分析すること等により、安全性を確認しました。

(3) 県による使用・購入の状況

令和 6 年度の使用・購入実績は約 3 億 4 千万円でした（表 2）。実績が減少した原因は、リサイクル認定製品を使用できる工事が減少したことや、昨今の資材価格や人件費の高騰により、1 工事あたりの施工規模が縮小したためです。

表 2 県による使用・購入実績

(単位：千円)

用途 区分 年度	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合 計
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和 6 年度	335,591	3,674	750	0	340,015
令和 5 年度	469,122	3,105	480	0	472,707
令和 4 年度	489,266	2,496	0	0	491,762
令和 3 年度	1,031,711	836	0	0	1,032,547
令和 2 年度	1,143,213	430	332	0	1,143,975

(4) 使用・購入の推進及び技術支援の実施

県内事業者・市町等への製品パンフレットの配布及び県ホームページへの掲載等により認定リサイクル製品の P R を行うほか、県公共工事の特記仕様書に優先調達を記載するとともに、発注する地域機関等を対象とした研修会で認定リサイクル製品の使用・購入について周知を行いました。

また、県工業研究所が、認定リサイクル製品等の開発に関する技術支援を 2 事業者に対して行いました。

3 今後の対応

県内事業者・市町等に対して認定リサイクル製品の優先的な購入・使用を働きかけるとともに、減少傾向にある認定製品数の増加や品目拡大を進めるため、事業者のニーズを把握し、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金の活用、県工業研究所および保健環境研究所による製品開発の技術的支援に取り組んでいきます。

また、リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格に審査を行っていくとともに、認定済のリサイクル製品についても立入検査を実施し、引き続き、品質及び安全性を確認していきます。

6 生活排水処理アクションプログラムの点検及び見直しについて

1 計画の位置づけ

県では、快適な生活環境と健全な水環境の維持のため、生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）を策定し、生活排水処理施設の整備の計画的かつ効率的な推進に取り組んでいるところです。

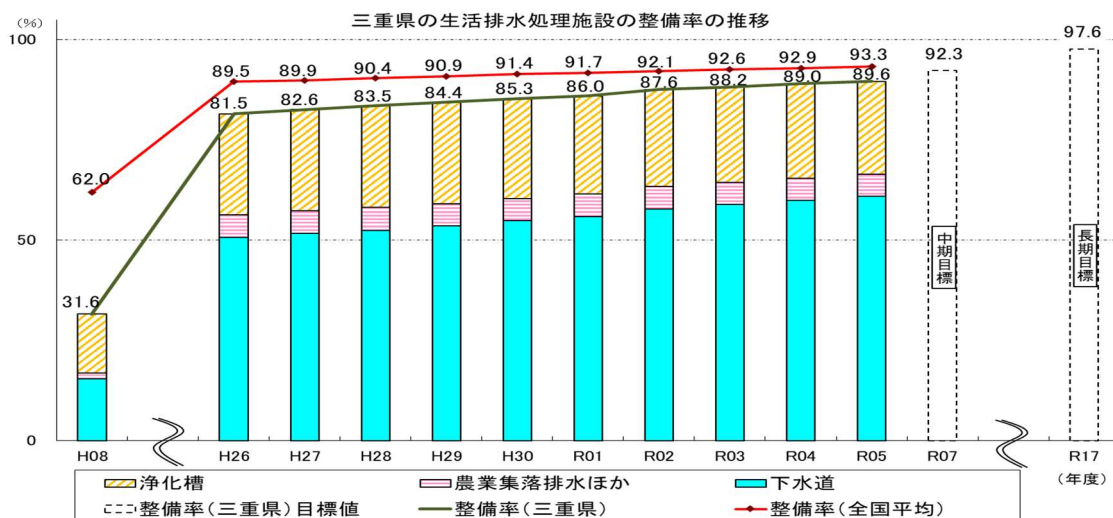
生活排水処理アクションプログラムは、市町別に生活排水処理施設の整備手法を定め、目標年度における整備水準を示すもので、施設整備のマスタープランとして位置づけられるものです。このため、下水道、集落排水施設、浄化槽などの整備の推進に関する施策は、本アクションプログラムに沿って実施されることが求められます。

本アクションプログラムは、平成8年度に策定後、社会情勢の変化などをふまえながら、平成17年度、平成24年度に見直しを行っており、平成28年度には、整備計画に係る国のマニュアルが示されたことも受け、新たなアクションプログラムを策定しました。

現行のアクションプログラムは、目標年度を令和17年度末としており、関係部局や市町と連携し、未整備人口の解消や生活排水処理施設の効率的な運営管理、情報発信など、生活排水に係る施策を推進しています。

2 三重県の状況

三重県においては、下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備率が、平成8年度末に31.6%（全国42位）であったところ、令和5年度末には89.6%（全国27位）となりました。生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、全国平均（93.3%・令和5年度末）に比べると整備率は依然として低い状況です。



3 生活排水処理アクションプログラムの点検及び見直し

現行のアクションプログラムは、策定から10年程度経過し、令和7年度は中期目標年度でもあることから、整備計画の進捗状況並びに社会・経済情勢及び将来人口の想定値の変化等を把握するための点検を行います。

なお、これらの点検の結果、前回策定時の状況と差異が生じた場合は、社会・経済情勢のほか、地域特性や処理施設の種類ごとのメリット等を総合的に勘案し、広域的な観点から各市町と協議・調整を行ったうえで、見直しを行います。

4 今後のスケジュール（案）

【令和7年度】市町点検結果の集約、関係市町との協議等

【令和8年度】生活排水処理アクションプログラム見直し（案）の策定、パブリックコメント、報告・公表

7 各種審議会等の審議状況について

(令和7年2月17日～令和7年6月2日)

1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和7年3月17日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 服部 高明 他10名
4 諮問事項	・ 幼稚園の廃止認可について ・ 高等学校の学科の廃止認可について
5 調査審議結果	諮問事項2件について審議され、いずれも認可することに異議はないと答申された。また、専修学校の設置計画、高等学校に係る通信制課程の設置計画、高等学校の収容定員に係る学則の変更計画について報告した。
6 備考	次回開催日：令和7年8月頃（予定）

2 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和7年3月6日
3 委員	会 長 吉岡 基 副会長 浜辺 佳子 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営、博物館活動の今後の取組について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年7月29日

3 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和7年3月12日
3 委員	会 長 吉田 俊英 副会長 杉本 竜 委 員 石原 真伊 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和6年度の事業進捗状況及び令和7年度の事業計画等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年7月頃（予定）

4 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和7年3月13日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和6年度事業の進捗状況及び「三重県立図書館運営計画（仮称）」最終案について、意見聴取を行った。
6 備考	次回開催日：令和7年10月頃（予定）

5 三重県環境審議会廃棄物部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会廃棄物部会
2 開催年月日	(1) 令和7年3月14日 (2) 令和7年5月29日
3 委員	部会長 岡島 賢治 部会長代理 花嶋 温子 委員 浮田 美里 他7名
4 諮問事項	「三重県循環型社会形成推進計画」の策定について
5 調査審議結果	(1) 「三重県循環型社会形成推進計画」の策定方針（たたき台）について意見交換が行われた。 (2) 「三重県循環型社会形成推進計画」に係る基本的な考え方について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和7年7月頃（予定）

6 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	(1) 三重県環境影響評価委員会小委員会（仮称）株式会社日新三重工場増設事業 簡易的環境影響評価書 (2) 三重県環境影響評価委員会小委員会（仮称）鈴鹿市国府町地内工業団地開発 簡易的環境影響評価書
2 開催年月日	(1) 令和7年2月17日（現地調査及び小委員会） (2) 令和7年5月23日（現地調査及び小委員会）
3 委員	(1) 委員長 淀 太我 他5名 (2) 委員長 塚田 森生 他5名
4 諮問事項	(1) （仮称）株式会社日新三重工場増設事業 簡易的環境影響評価書について (2) （仮称）鈴鹿市国府町地内工業団地開発 簡易的環境影響評価書について

5 調査審議結果	(1) 三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について事業者から説明を受け、現地調査と審議を行った。 (2) 三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について事業者から説明を受け、現地調査と審議を行った。
6 備考	(1) 令和7年5月9日 答申 (2) 令和7年7月頃 答申予定